

利用料金について

((介護予防)短期入所療養介護サービス)在宅強化型

1. 利用料金について

- (1) 利用料金は、同じサービスを受けられても、認定された要介護度によって お支払い金額が変わります。
- (2) お支払い金額は、要介護度に応じた保険一部負担と併せて、その他の費用の支払いを受けることができます。
- (3) 別紙2-1に掲げる在宅強化型の施設基準に満たない場合、以下の従来型の利用料になります。

2. 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

3. 短期入所療養介護(ショートステイ)の利用料金

(1) 基本料金(1日当たり) 注)以下の金額の負担割合分がお支払い金額になります

①施設利用料 (在宅強化型)

介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
従来型個室	6,320円	7,780円	8,190円	8,930円	9,580円	10,170円	10,740円
多床室	6,720円	8,340円	9,020円	9,790円	10,440円	11,020円	11,610円

②加算料金(1日・1回あたり)

夜勤職員配置加算	240円/日	当直時間帯の職員配置基準を満たしている場合
個別リハビリテーション実施加算	2,400円/日	個別リハビリテーションを行った場合
認知症ケア加算	760円/日	認知症自立度Ⅲ以上ある方で認知症専門棟において認知症に対し処遇を受ける事が適当であると医師が認めた場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	2000円/日	医師が、認知症の行動・心理状態が認められる為、在宅生活が困難であり緊急的にショートステイを利用した場合
緊急短期入所受入加算	900円/日	利用者の状態、家族等の事情により、居宅介護支援事業所のケアマネージャーが緊急的にショートステイが必要と認め、居宅サービス計画において計画的に行う事となっていない場合※7日間限度、主介護者の疾病等やむを得ない場合は14日間
若年性認知症利用者受入加算	1,200円/日	若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めている事
重度療養管理加算	1,200円/日	要介護度4又は5の方で厚生労働大臣が定める状態、かつ、療養上必要な処置を行った場合
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	510円/日	在宅復帰・在宅療養支援指標の要件(70点以上)を満たしている場合
送迎加算	1,840円/回	入退所時に送迎を行う場合。片道毎に算定
総合医学管理加算	2,750円/日	治療目的とし、居宅サービス計画において計画的に行う事となっていないショートステイを行った場合。10日間を限度
口腔連携強化加算	500円/回	
療養食加算	80円/1食	医師の食事箋に基づき療養食を提供した場合
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	40円/日	認知症専門棟(1F)入所の方のみ 厚労省が定める研修を修了した職員配置基準を満たした
緊急時治療管理	5,180円/日	救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行った場合 1回
生産性向上推進体制加算	(Ⅰ)1,000円/月	(Ⅱ)の要件を満たし、取組の成果が確認されている事。見守り機器等のテクノロジーを複数導入している事
	(Ⅱ)100円/月	安全並ひに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会を開催し、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している事。1年以内ごとに1回、取組による効果を示すデータの提供を行う事
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	220円/日	介護福祉士の有資格者職員の配置基準(60%)を満たしている場合
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の5.4%	厚労省が定める要件を満たした場合に基本単位数及び加算を含む単位合計に算定

介護予防の方は、2F一般棟のご利用となります。

③食費(自費) 1,445円(一日)〈朝食395円、昼食450円、夕食600円〉

*但し、市町村の減額認定を受けられた方は、以下ようになります。

利用者負担第1段階: 300円 第2段階: 600円 第3段階①: 1,000円 第3段階②: 1,300円

④滞在費=ホテルコスト(自費) 多床室377円(一日当たり)、従来型個室1,668円(一日当たり)

※2024年8月よりそれぞれ437円、1,728円へ見直し

*但し、市町村の減額認定を受けられた方は、以下ようになります。

多床室=利用者負担第1段階: 0円

従来型個室=利用者負担第1段階及び第2段階: 490円、第3段階: 1,310円 ※2024年8月よりそれぞれ550円、1,370円

(2) その他の費用

項目	金額	単位	項目	金額	単位
日用品費	200円	1日	理美容・顔剃り	実費	1回
教養娯楽費	100円	1日	理美容・散髪	実費	1回
各種書類代	掲示参照	1通			

*日用品費の内訳

ティッシュペーパー・石鹸・ボディソープ・シャンプー・歯磨粉・洗面タオル・エプロン・入浴剤等

*教養娯楽費の内訳

サークル活動等の材料費(生花・習字・絵画・創作・料理・ビデオ・種苗)等

※日用品費・教養娯楽費は、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

利用料金について (介護予防)短期入所療養介護サービス基本型

1. 利用料金について

- (1) 利用料金は、同じサービスを受けられても、認定された要介護度によって お支払い金額が変わります。
- (2) お支払い金額は、要介護度に応じた保険一部負担と併せて、その他の費用の支払いを受けることができます。
- (3) 別紙2-1に掲げる在宅強化型の施設基準に満たない場合、以下の従来型の利用料になります。

2. 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

3. 短期入所療養介護(ショートステイ)の利用料金

- (1) 基本料金(1日当たり) 注)以下の金額の負担割合分がお支払い金額になります

①施設利用料 (基本型)

介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
従来型個室	5,790円	7,260円	7,530円	8,010円	8,640円	9,180円	9,710円
多床室	6,130円	7,740円	8,300円	8,800円	9,440円	9,970円	10,520円

②加算料金(1日・1回あたり)

夜勤職員配置加算	240円/日	当直時間帯の職員配置基準を満たしている場合
個別リハビリテーション実施加算	2,400円/日	個別リハビリテーションを行った場合
認知症ケア加算	760円/日	認知症自立度Ⅲ以上ある方で認知症専門棟において認知症に対し処遇を受ける事が適当であると医師が認めた場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	2000円/日	医師が、認知症の行動・心理状態が認められる為、在宅生活が困難であり緊急的にショートステイを利用した場合
緊急短期入所受入加算	900円/日	利用者の状態、家族等の事情により、居宅介護支援事業所のケアマネージャーが緊急的にショートステイが必要と認め、居宅サービス計画において計画的に行う事となっていない場合※7日間限度、主介護者の疾病等やむを得ない場合は14日間
若年性認知症利用者受入加算	1,200円/日	若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めている事
重度療養管理加算	1,200円/日	要介護度4又は5の方で厚生労働大臣が定める状態、かつ、療養上必要な処置を行った場合
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	510円/日	在宅復帰・在宅療養支援指標の要件(70点以上)を満たしている場合
送迎加算	1,840円/回	入退所時に送迎を行う場合。片道毎に算定
総合医学管理加算	2,750円/日	治療目的とし、居宅サービス計画において計画的に行う事となっていないショートステイを行った場合。10日間を限度
口腔連携強化加算	500円/回	
療養食加算	80円/1食	医師の食事箋に基づき療養食を提供した場合
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	40円/日	認知症専門棟(1F)入所の方のみ 厚労省が定める研修を修了した職員配置基準を満たした
緊急時治療管理	5,180円/日	救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行った場合 1回
生産性向上推進体制加算	(Ⅰ)1,000円/月	(Ⅱ)の要件を満たし、取組の成果が確認されている事。見守り機器等のテクノロジーを複数導入している事
	(Ⅱ)100円/月	安全性に介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会を開催し、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している事。1年以内ごとに1回、取組による効果を示すデータの提供を行う事
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	220円/日	介護福祉士の有資格者職員の配置基準(60%)を満たしている場合
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の5.4%	厚労省が定める要件を満たした場合に基本単位数及び加算を含む単位数合計に算定

介護予防の方は、2F一般棟のご利用となります。

③食費(自費) 1,445円(一日)〈朝食395円、昼食450円、夕食600円〉

*但し、市町村の減額認定を受けられた方は、以下ようになります。

利用者負担第1段階: 300円 第2段階: 600円 第3段階①: 1,000円 第3段階②: 1,300円

④滞在費=ホテルコスト(自費) 多床室377円(一日当たり)、従来型個室1,668円(一日当たり)

※2024年8月よりそれぞれ437円、1,728円へ見直し

*但し、市町村の減額認定を受けられた方は、以下ようになります。

多床室=利用者負担第1段階: 0円

従来型個室=利用者負担第1段階及び第2段階: 490円、第3段階: 1,310円 ※2024年8月よりそれぞれ550円、1,370円

(2) その他の費用

項目	金額	単位	項目	金額	単位
日用品費	200円	1日	理美容・顔剃り	実費	1回
教養娯楽費	100円	1日	理美容・散髪	実費	1回
各種書類代	掲示参照	1通			

*日用品費の内訳

ティッシュペーパー・石鹸・ボディソープ・シャンプー・歯磨粉・洗面タオル・エプロン・入浴剤等

*教養娯楽費の内訳

サークル活動等の材料費(生花・習字・絵画・創作・料理・ビデオ・種苗)等

※日用品費・教養娯楽費は、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。